

平成17年7月4日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 博之
(コード番号 1821 東証・大証第1部)

資本減少・普通株式併合・優先株式消却のお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成17年7月28日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり、資本減少ならびにこれに伴う普通株式の併合および優先株式の消却について、付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、「新・経営中期計画」の実施にあたり、平成17年3月期における欠損金の填補のため資本の減少を行うものであります。また、資本減少に伴い優先株式の消却を行うとともに普通株式の併合を行うものであります。

2. 内容

(1) 資本の減少

資本の額 66,573,725,664 円を無償で 59,916,353,098 円減少し、6,657,372,566 円といたします。

(2) 普通株式の併合

普通株式の発行済株式総数 656,150,033 株について、10 株を 1 株に併合し、発行済株式総数を 65,615,003 株といたします。

(3) 優先株式の消却

資本の減少に伴い、次のとおり発行済優先株式を無償消却いたします。

第一回優先株式

発行済株式数 60,000,000 株につき 90% (株式会社三井住友銀行様保有株式については 100%) を無償消却し、発行済株式数を 2,000,000 株といたします。

第二回 A 種優先株式

発行済株式数 60,000,000 株につき 90% (株式会社三井住友銀行様保有株式については 100%) を無償消却し、発行済株式数を 4,500,000 株といたします

第二回 B 種優先株式

発行済株式総数 50,000,000 株を全株無償消却いたします。

第二回 C 種優先株式

発行済株式総数 50,000,000 株を全株無償消却いたします。

(4) 単元数の変更

普通株式の併合、優先株式の消却と同時に、1 単元の株式の数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

3 . 日程 (予定)

(1) 臨時株主総会決議日	平成 1 7 年	7 月 2 8 日
(2) 普通株券提出期間	自平成 1 7 年	8 月 1 日
	至平成 1 7 年	9 月 2 日
(3) 債権者異議申述最終期日	平成 1 7 年	9 月 2 日
(4) 資本減少の効力発生日	平成 1 7 年	9 月 3 日
(5) 普通株式併合効力発生日	平成 1 7 年	9 月 3 日
(6) 各種優先株式無償消却効力発生日	平成 1 7 年	9 月 3 日

以 上

< 本件に関するお問合せ先 >

三井住友建設株式会社	総務・法務部	03	5337	2180
	総合企画部	03	5332	7202